

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和8年3月18日(水) 午前10時 議会委員会室

出席委員(9名)

(委員長) 西 野 太 一 (副委員長) 津 田 幸 一
稲 田 清 今 城 雅 子 国 頭 靖 田 村 謙 介
中 田 利 幸 錦 織 陽 子 森 谷 司

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】若林部長兼農林水産振興局長

[経済戦略課] 宮本課長 岩田産業・立地戦略室長

[商工課] 坂隠次長兼課長 上場課長補佐兼商工振興担当課長補佐
森田ふるさと振興担当課長補佐

【文化観光局】石田局長

[観光課] 田仲課長 金田観光戦略担当課長補佐

[スポーツ振興課] 成田次長兼課長 松永課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐

[文化振興課] 大塚課長 林課長補佐兼文化振興担当課長補佐

山根課長補佐兼文化財担当課長補佐 濱田史跡整備推進室長
原文化振興官

【農林水産振興局】

[農林課] 宅和課長兼水産振興室長 赤井課長補佐兼農政担当課長補佐

井田農林振興担当課長補佐 深吉土地改良担当課長補佐

[地籍調査課] 森脇課長 瀬尾課長補佐

【都市整備部】伊達部長

[建設企画課] 山中次長兼課長 柳田課長補佐兼総務担当課長補佐

伊澤管理担当課長補佐 小西企画調整室長

[都市整備課] 本干尾課長 田居公園担当課長補佐

古田課長補佐兼河川担当課長補佐 中原米子駅周辺整備推進室長

[道路整備課] 北村次長兼課長 督永道路改良担当課長補佐

長谷川道路維持担当課長補佐

足立課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐

[建築相談課] 松本課長 柏木建築審査担当課長補佐 森田開発審査担当課長補佐

[住宅政策課] 西村課長 片山空き家・空き地対策室長

潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【上下水道局】下関局長

[経営企画課] 横木課長 折戸下水道企画室長 羽柴課長補佐兼財務担当課長補佐

田中担当課長補佐 村瀬財務担当係長

[総務課] 湯崎副局長兼課長

[水道設計監理課] 長澤課長

[営業課] 林副局長兼課長 遠藤課長補佐兼普及担当課長補佐

[給排水課] 石田副局長兼課長

[水道管路維持課] 結城課長 吹野課長補佐兼維持管理担当課長補佐

[下水道整備課] 山崎副局長兼課長 伊藤管路維持担当課長補佐

小平管路維持担当係長

[下水道施設課] 見山課長

【農業委員会事務局】 古橋局長 福田農務担当事務局長補佐

出席した事務局職員

毛利局長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

傍聴者

安達議員 大下議員 岡田議員 門脇議員 塚田議員 徳田議員 戸田議員

又野議員 松田議員 森田議員 矢田貝議員 吉岡議員

報道関係者 1 人 一般 2 人

審査事件及び結果

議案第 2 5 号 米子市中海憩いのテラス条例の制定について [原案可決]

議案第 2 6 号 米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 2 7 号 米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 2 9 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について [原案可決]

議案第 3 0 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について [原案可決]

議案第 3 1 号 財産の無償貸付けについて [原案可決]

議案第 3 2 号 市道の路線の認定について [原案可決]

請願第 1 0 号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書 [不採択]

報告案件

- ・「米子市生活排水対策方針」の改定案について（最終報告）[上下水道局]
- ・市内東町配水管破損事故について（報告）[上下水道局]
- ・ウォーター P P P の取組状況について [上下水道局]
- ・米子駅前ショッピングセンターに係るイオンリテール株式会社との転貸借契約について [経済部]
- ・角盤町・朝日町周辺再エネ活用型にぎわい創出・レジリエンス向上事業について [経済部]
- ・水産物供給基盤機能保全事業に伴う事故繰越について [経済部]
- ・米子市内の外国人宿泊者数の状況について [経済部]

~~~~~

### 午前 10 時 00 分 開会

○西野委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、11 日の本会議で当委員会に付託されました議案 7 件、請願 1 件を審査すると

ともに、報告を7件受けます。

上下水道局所管について審査をいたします。

初めに、議案第27号、米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

湯崎副局長。

**○湯崎上下水道局副局長兼総務課長** じゃあ、議案第27号、米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議運資料1で御説明をいたします。資料を通知いたします。

では、資料11ページ、12ページに記載のとおり、本会の会計は人事院勧告に基づいた米子市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により、同条例の適用を受ける職員について、地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するための初任給調整手当が措置されることを踏まえ、本市の企業職員についても初任給調整手当を支給するため、所要の整備を行うため改正しようとするものでございます。

令和8年4月1日から施行といたしております。

直ちに支給対象職員が生じるような状況ではございません。

説明は以上でございます。

**○西野委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

錦織委員。

**○錦織委員** 現在はそういった職員がいないということなんですけども、これまでに実態として下回るということが、そういう職員がいたということがあるんでしょうか、米子のほうとしては。

**○西野委員長** 湯崎副局長。

**○湯崎上下水道局副局長兼総務課長** そういった実態はございません、今までは。

**○錦織委員** 委員長、分かりました。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見を申し上げます。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第27号、米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時03分 休憩**

## 午前10時34分 再開

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

上下水道局から3件の報告がございます。

初めに、「米子市生活排水対策方針」の改定案について（最終報告）。

当局からの報告をお願いいたします。

折戸室長。

○折戸経営企画課下水道企画室長 そういたしましたら、米子市生活排水対策方針の改定案について、最終報告のほうをさせていただきます。

委員会資料のほうをまず通知させていただきます。

本方針の改定案につきましては、去年の令和7年12月議会で中間報告をさせていただきました。中間報告の後、1か月間パブリックコメントを行って、御意見、御質問をいただきまして、その結果を踏まえて、最終の改定案を作成しました。そして、2月には下水道事業運営審議会への報告並びに今回この市議会への報告を経て、3月31日をもって改定及び公表のほうをしてまいります。改定案につきましては、資料の1のとおりでございます。

そして、次に、この委員会資料の2番目の項目でございます。パブリックコメントの結果についてのほうをちょっと説明させていただきたいと思っております。

資料のほうを通知いたしました。このパブリックコメントでは御意見と質問、これ2件をいただきまして、それに対する本市の回答を取りまとめて、資料2のとおり取りまとめて、本市のホームページのほうに掲載を今しているところでございます。そのうち、いただいた意見や質問のうち、1番ですね、1番につきましては、これ本方針の改定案に反映しております。いただいた意見の内容としましては、米子市主導で合併浄化槽の設置や維持管理を行うことはできないかといった内容でございます。それに対して本市の回答としましては、本市が浄化槽の設置や維持管理を行う公共設置型ではなく、個人さんのほうが設置や維持管理を行って、その費用などを米子市が支援する個人設置型、公共関与型とした理由について採用したということをお返して、ここの本市の回答のところの下線が引いてあります。この下線の部分を方針案のほうへ追記いたしました。並びに、浄化槽の設置や維持管理の各手法についても解説が必要と考えまして、改定案の巻末にある用語集にその解説を追記いたしました。

以上が、12月議会の中間報告後の改定案の修正事項でございます。

次に、概要版のほうをちょっと見ていただきたいと思います。今、資料を通知します。

お待たせしました。資料3、概要版でございますけれども、最終の改定案の作成に併せて、概要版のほうを作成したものでございます。

3ページから成りますけれども、3ページ目をちょっと御覧いただいてよろしいでしょうか。今後の生活排水対策方針について記載しておりますけれども、今後の生活排水対策方針について、この基本的な考え方について（1）（2）で述べておりますけれども、この（1）（2）を柱として、今後の各生活排水処理施設、公共下水道、農集、それから合併浄化槽の今後の方針を記載しております。

まず、公共下水道でございます。①番でございますけれども、概成後における未整備、まだ未整備区域が残りますので、計画的な整備を行って、さらなる汚水処理人口普及率の向

上を目指してまいります。それから、②番でございます。水洗化率の向上に向けて、既に下水道が整備された区域の未接続の世帯に対して効果的な接続勧奨を行ってまいります。次、③番目、ストックマネジメントによる改築・更新、これ老朽化対策のことでございます。それと、令和6年3月策定した米子市下水道施設全体最適計画に基づいて、施設の機能集約や適切な施設規模の設定のほうも行ってまいります。それから、次、④番目でございます。昨今の自然災害の頻発化、甚大化を鑑みて、防災・減災に向けた対策も行ってまいります。

次に、農業集落排水における今後の方針でございます。まず、①番でございます。これは公共下水道の②番と同じ内容でございますけれども、これも水洗化率向上に向けて、既に整備された区域の未接続世帯に対して、効果的な接続勧奨を行ってまいります。それから、②番、これも公共下水道の③番の項目とこれ関連するんですけれども、米子市下水道施設全体最適計画に基づいて公共下水道での編入を含み、施設の効率的な運営体制の構築を図ってまいります。

次に、合併処理浄化槽でございます。①番、今後も浄化槽の補助制度の拡充について検討のほうをしてまいります。それから、②番、補助制度の効果的な普及・啓発活動によって、合併浄化槽への切替え勧奨も行ってまいります。それから、③番、啓発活動によって、浄化槽管理者、使用者への適正な維持管理、保守点検、清掃、法定検査でございます。これの指導強化を図ってまいります。

以上が今後の各施設における方針でございます。

これらの対策を行って、本方針の目的、環境衛生の向上や公共用水域の保全を図ってまいります。

説明は以上でございます。

**○西野委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、市内東町配水管破損事故について。

当局からの報告をお願いいたします。

結城課長。

**○結城水道管路維持課長** 市内東町配水管事故について報告させていただきます。資料を御覧ください。

本件につきましては、令和8年2月26日、市内東町の市道歩道部において発生いたしました配水管の破損事故でございます。

当日は早朝に通報を受けまして、現地確認の上、使用者へ広報を行い、断水措置を実施するとともに破損箇所を特定し、修繕工事を行いました。断水対象者につきましては応急給水により対応し、同日中に通水及び道路復旧を完了いたしております。なお、この工事により周辺の一部世帯で断水が発生いたしましたが、人的被害や交通事故等はございませんでした。なお、破損原因につきましては、埋設土砂に金属線、金属の片等が、異物が混入し、管と接触したことにより電位差が生じ、腐食が進行し、管に穴が生じた可能性があると推測しております。

今後につきましては、漏水調査のさらなる強化、推進を図るとともに、更新計画への反映、予防保全の強化に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○西野委員長 説明が終わりました。委員の皆様への質疑、御意見をお願いいたします。

稲田委員。

○稲田委員 説明をいただきましたが、いわゆる大事には至らなかったというところは安堵いたしますが、私、これ、原因がどうなのかというのをずっと結果を聞かねばと思っておりました。事前に配付された手元の資料には、4、その他の一番、4行目ですか、経年劣化以外の要因も含めということで、経年劣化ではないとしたら何かあるのかなと聞こうと思ってたんですが、今その部分、説明があったということですね、経年劣化以外のところ。もう少し経年劣化の度合いと、もし経年劣化以外の何かがあったのならばそれとを、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○西野委員長 結城課長。

○結城水道管路維持課長 破損の原因といたしましては、昭和52年の配水管でございました。敷設後49年経過しております。破損の原因といたしましては、管の胴体部、こちらのほうに穴が空いて、これが金属片が接触したことによる穴だと想定いたしております。これが化学的反応を起こしまして、徐々に穴が大きくなって破損が生じたというふうに認識いたしております。

○西野委員長 稲田委員。

○稲田委員 2つ聞きたいんですが、一つ目は経年劣化であるのかないのか、経年劣化が含まれる度合いをまず教えてください。

○西野委員長 結城課長。

○結城水道管路維持課長 当該箇所におきまして、破損いたしました管はダクタイル鋳鉄管ということで、耐用年数といたしましては60年を見込んでおります。50年弱ってという管の状態でありますので、まだ使用可能というふうに判断しておりました。

○西野委員長 稲田委員。

○稲田委員 一つ前の説明で、金属片が接触とあったのですが、それは管の中、管の外、どちらに金属片が接触して起きたものでしょうか。

○西野委員長 結城課長。

○結城水道管路維持課長 埋め戻し砂、想定するに、埋め戻し砂に金属片の一部が管の外面に接触して起こった、管の外表面というところがございます。

○西野委員長 稲田委員。

○稲田委員 ということは、経年劣化というよりは、その管の外表面の金属片が接触して、要は振動を伴ったりとかしたんですかね、ちょっとそこは私も分かりませんが、ということは、一番は、私もそこから先聞いても分からない部分多いんですが、ほかに経年劣化が心配されるところがあるのではないかという不安が先立ってしまっていますが、今回はそのような不安はほかには想定しなくてもよいものかどうかというところを最後お聞きしときたいと思っております。

○西野委員長 結城課長。

○結城水道管路維持課長 今回の破損は、経年劣化といいますよりも部分的にそういった

ような金属片、他の要因において発生した事案だと考えております。なお、こういったような、今回のような配水管の規模における管の破損状況でございますが、これは過去3年、年1回程度起こっている事案でございます、ごくまれに発生しているというような今回の事案でございます。

○西野委員長 稲田委員。

○稲田委員 確認で、要はほかのこれと同じ現象のものはもう防ぐのは難しいですね。

○西野委員長 結城課長。

○結城水道管路維持課長 こういったようなことがごくまれに起こるってということが起こりましたので、今後はさらなる漏水調査の徹底と、そういったような破損の早期発見というところを対処してまいりたいと思います。

○西野委員長 よろしいですか。

津田委員。

○津田委員 このダクタイル鋳鉄管というのは、ちょっと私の認識では非常に強度や耐久性が強いから使われてる。ただ重量が重いからというような欠点というか、そういうようなものがあるって聞いてて、非常に強いもんだってあるんですけど、その強いものが、多分ですけど、経年ってことは49年使って、なおかつ強いものであるんですけど、要因としてはそういう長年使ってるっていう部分もあるんじゃないかっていうことと、金属片が当たったってというような、金属片なのか何か、ちょっと異物が当たってそうなったってというようなことで、ちょっと何か私的には腑に落ちないなっていうところがちょっとあるんですけど、何かこれはお墨つきの産業技術センターだとか、ああいうようなところでそういう見解を求めるような検査というか、そういうもんっていうのはあるんでしょうかね。

○西野委員長 長澤課長。

○長澤水道設計監理課長 そうでございますね、今回の管はダクタイル鋳鉄管、強い管というふうにされてるものなんですけれども、胴体部、直管の胴体部のところに穴が空いてるという事案でございました。これはごくまれなケースっていうこともあるんですけども、おおよその原因が金属片が当たったことによる電位差によるものですね、管が強い弱いとはちょっと関係ないところの、電気が電位差による腐食というのが発生したと考えております。この考えなんですけれども、当然、管のメーカーさんのほうにも意見のほうをお聞きして、そうであろうというふうな推測としております。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 メーカーさんのほうにそういう原因というか聞かれたとかっていうことなんですけど、このダクタイル鋳鉄管、どうも見てみると経年、耐久年数っていうのは30年から50年ぐらいだってというようなところで、調べたところそういうふうにも書いてあるんですけど、これって今49年ってことは、先ほどのお話からいくと60年だっていうことを言われてたんですけど、何か経年の見直しとか、そういうような事象があるってことは、まれにとはいえあるってことは、何かそういう経年をちょっと少し早めるとか、そういうようなことっていうのはお考えなのかお聞かせください。

○西野委員長 長澤課長。

○長澤水道設計監理課長 耐用年数ということだと思っておりますけれども、通常、耐用年数は40年っていうふうになっておりますが、これは会計法上の年数の設定でありまして、

実際の管の強度とはちょっと違うっていうふうに認識しております。私どものほうとしましては、耐用する年数と更新をするべき年数っていうのを設定しておりますで、ダクタイル鑄鉄管においては、当然保存状態にもよるんですけども、60年から80年、最近出ております耐震管に関しましては100年というふうな設定で行っております。このたびの事故の場所なんですけれども、正直申し上げますと、あまりいい保存状態ではなかったというところもあり、そういった金属片の接触ということもあったんじゃないかなというふうに考えております。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 再発防止に向けて、このような経年だとか、何があるか分かりませんので、そういうところも再発防止策みたいなのをまた検討されたらいいんじゃないかなというふうに私自身は思いますけど、そういうふうにこちらからは要望させていただきます。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 じゃあ、何点か、すみません。先ほど送っていただいた工事中の、施工中の写真なんですけど、復旧状況というところで、管を挟んで圧してるっていう感じですよ。それで、こういう管って、もともとの破損した管はそのままにして挟んだのか、それとも切って中側に入れて接続して挟んだのか、どんなふうな復旧ですか、時間的なことを考えると挟んだだけのような気がするけど。

○西野委員長 結城課長。

○結城水道管路維持課長 このたびの管の修繕方法ですけども、管の部分的なところで穴が空いてというところで、損傷部分については限定されております。ですので、管を切って施工するのではなくて、管に補修材を巻いて施工いたしております。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 分かりました。補修材っていうことなんですね、分かりました。ただ、ずっと水道って圧がかかるものなので、ここのところを補修材巻いたとして、その前後をずっと弱くなっていっているっていうことで、またっていうこともあり得るのではないかと思っただけでちょっと懸念されるんですけど、そこら辺の感じっていうのはどういうふうに認識をされていますかね。

○西野委員長 結城課長。

○結城水道管路維持課長 補修材につきましては、これは耐圧も兼ねてる、強度がある補修材でございます。周辺の配水管におきましては、部分的に破損が起きた、この場で化学的反応が起こってここで起きたのだと。ほかの部分につきましては、この事故が起きた直後に周辺を再調査いたしました。それにおきましては漏水箇所はございませんでした。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 分かりました。この件については分かりました。

私はちょっと考えられると思うのは、これは昭和四十何年っていうことの施工なので、私は埋め戻し土がどうだったのかって、どんな種類使ってたのかとか、もしくは、その後も何度も掘り返しては埋めて、掘り返しては埋めてっていう、水道のためだけじゃなくってね、様々なところで埋め戻し土がいろいろ変わってるんじゃないかなっていうようなこ

とも予測されるんですね。そういうときに、昨今はどうでしょうと思うんですけど、残土使ったりとかっていう、再利用の関係で残土使ったりとかっていうことも結構あったりするんで、そうするとその中に何が混ざっているのかが実は分からない。今おっしゃってみたいに金属片とか、小さいものでもイオンの発生するようなものとかがたくさん混ざっているっていうものを残土として使うっていうことをこちらが指定しているわけなので、そういうふうにして使ったときには40年たってなくてもそういうことが起こり得るといようなことも今後考えていかんといけんのんじゃないかなと。昔は建設業は華やかかりしような頃は、残土なんか一切使わないで、新しい真砂土とかをきちっと入れるってというのが通例の、当たり前やり方って感じだったんですけど、何度掘り返してもきちんとした新しいものを使うって。最近はそのようなわけにはいかないということもあるので、そうなるこのような状況ってというのが、今後散見され始めるのではないかなというような気持ちにもなるんですけど、そういうことへの体制とか対策とか、何かお考えなんですか。

**○西野委員長** 長澤課長。

**○長澤水道設計監理課長** ごもつとも、おっしゃるとおりの御意見、お詳しいので、そのことに関しては駅前、今、駅前なんですけれども、駅前周辺の開発のときの埋め戻し砂ってというのは、あまりよくない状態であったということは確認できております。この周辺に関しましては、やはりおっしゃるとおりのような状況が心配されますので、調査、どういった砂が使われているのかってというのは、工事をしながらになりますけれども、確認しながら調査して、更新時期の見直し等々も行っていきたいなというふうに考えております。

**○西野委員長** 今城委員。

**○今城委員** 分かりました。ぜひよろしくをお願いします。この場所、地域的なことが認識されているっていいんですけど、全市的にどうなんでしょうと、工事はどこもかしこもやっているって感じのことで、特に残土使うように指定され始めたからのことってというのは、実際はデータとしては残ってたりすると思うんで、全部を調べる必要は一つもないと思うんですけど、スパンスパンで圧が変わるのをたしか米子市も採用していらっやっているとと思うので、そういうところでの変化とかっていうことに迅速に対応して下さったりとか、点検等でのちょっと細心の注意をいただくとかっていうことで、穴空いてしまってからじゃないと本当は圧が下がらないので分からないとは思いますが、早くに復旧できるというような体制を整えてくださればと思いますので、よろしくをお願いします。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

中田委員。

**○中田委員** この電圧って、さっきもちょっと言っておられた、基本的に寿命管理設定の更新ですよ。数字のばらつき、短いほうってというのは、要は税法上の減価償却とかそういう設定の数字と、実際の対応の数字ものとしての、その開きがあって、更新しながらやっていく。

この鑄鉄がそういうイオン傾向の影響で電気の電位差が発生してなったと思うんですけど、これ、今後更新していくときの素材ってというのは、要は一遍に更新したいけど、すると、水道料金は相当値上げせんといけんようになると思うんですが。それで、それを防ぎ

ながら順次更新させるとして、更新させていく新しい管の素材っていうのはどんな傾向にあるんですか。

○西野委員長 長澤課長。

○長澤水道設計監理課長 最新の管の素材なんですけれども、そういったものに耐性を完全には持てないんですけれども、多少なり耐性を持ったもの、さらには自己修復、外面が自己修復できるような素材のものを使用しているっていうものを使用しています。米子市におきましては、さらに管を保護するスリーブを、平成になった頃ですけれども、から採用しておりまして、たまたまちょっとこれは過渡期のときのなので、ちょっとあったかなかったとかいろいろあるんですけれども、最近ではそういうふうにしておりますので、そういった心配も少ないかと思っております。

○中田委員 分かりました。

○西野委員長 よろしいですか。

○中田委員 はい。

○西野委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 以前、汚泥の圧送管が破断したということがあったと思うんですけれども、これも同じ素材だったんでしょうか。

○西野委員長 見山課長。

○見山下水道施設課長 前、汚泥の送泥管が破損したときっていうのは、あそこは後藤駅の近くの線路をくぐる場所だったと記憶しておるんですけど、そこは鑄鉄管と、その下は普通の鉄管であったようで、その部分とは今回、今起こった事故の材質とは違ったものでしたことを今記憶しています。以上です。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。原因は全然別だと思うんですが、この鑄鉄管というのは硫化水素による腐食対策っていうのが必要だというふうに私は認識あるんですが、今後、例えばマンホール近くだったりとか、そういったところの腐食状況の点検とか、そういったことは考えられますでしょうか。

○西野委員長 山崎副局長。

○山崎上下水道局副局長兼下水道整備課長 硫化水素の腐食の対策についてですけど、今既に行っているんですが、特にマンホール、鉄筋コンクリートだとすごく腐食してる状況が今も散見されてる状況で、そういったことが発生しやすい箇所のマンホールについては、セラミック式のマンホールを採用したりですとか、コンクリートの内壁の内面に樹脂を貼り付けて、腐食対策を行うといったような対策を取っておるのが現状です。以上です。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 先ほど中田委員からも出たんですが、更新の材料ですね、例えば高密度ポリエチレン管だったりとか、いろいろ、さっきおっしゃったようなものもあると思うんですけれども、そういったものを集中的に、そっちのほうを優先で替えていくとか、そういったこと、いわゆる事故防止の観点でということは考えられますでしょうか。

○西野委員長 山崎副局長。

○山崎上下水道局副局長兼下水道整備課長 下水道の管路についてちょっと申し上げさ

せてもらいますと、優先度っていうのがどうしても鍵になってきまして、中田委員おっしゃったように、使用料に、これ事業量増やせばどんどん跳ね返っていく話になるので、どこが一番危ないのかという視点で現在ストックマネジメント計画という計画を立てて、経年劣化、年数がたってる管がどこにあるのか、あるいは、おっしゃったように硫化水素で腐食しやすい箇所はどこなのかといったような、それぞれの全管路ストックを重みづけをしまして、一番危なそうな箇所から順にちょっと今、優先度を立てて調査、対策を取っているというのが現状です。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 よろしく御対応お願いいたします。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、ウォーターPPPの取組状況について。

当局からの報告をお願いいたします。

小平係長。

○小平下水道整備課管路維持担当係長 それでは、ウォーターPPPの取組状況について御説明させていただきます。

このたびの御報告は、令和5年度に導入に向けた検討を開始して以来、意見交換等、地元企業さん、県外業者さんといろいろ行いまして、このたびそれらの結果に基づきまして事業枠組みの案を決定いたしましたので、その御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、次第に沿って進めさせていただきますけれども、取組状況についてなんですけれども、主な内容といたしましては、こちらの表に示させていただいているとおりとなります。

これまでマーケットサウンディングを3回行っておりまして、また地元業者さんに絞りまして、意見交換の場がございますとか、業界さんと意見交換を複数回行ってまいりまして、このたび3月に事業枠組みを決定するといったところになっております。

続きまして、導入可能性調査といったものを令和6年度より進めておりまして、その結果について御報告させていただきます。

まず、導入効果についてなんですけれども、このたび調査をさせていただいた結果によりまして、VFM、こちらが支払いに対して最も価値の高いサービスを提供するといった考え方の指標になってくるんですけれども、こちらは9%ほど見込まれておりまして、また導入可能性調査等に基づくマーケットサウンディングを行った結果で、参画意欲等を確認させていただいたんですけれども、積極的に参加でございますとか、連携提案があれば参加といったものの回答が約6割程度ございまして、事業者に十分な参画意欲が確認できております。

ただ、その一方で、検討が必要といった回答が約3割から4割ございまして、これの内容についてなんですけれども、今後ウォーターPPPを受託する際のグループ組成とか、そういったところにちょっと検討の余地を要するといったところの考えの下で、検討を要するといったところの御回答でした。で、これについては今後、公告に向けまして要求水準というものを作成していくんですけれども、その中で地域連携でございますとか、そのグループの組成についてある程度要件化することによって解決を図っていきたいと考えており

ます。

続きまして、資料の2ページ目に移らせていただきます。事業枠組みの案についてなんですけども、ウォーターPPPでは、公共下水道と農集、農業集落排水事業、こちらをバンドリングいたしまして、下水道事業に係る全ての施設を対象として、維持管理と改築更新を含む更新実施型として想定しております。事業期間は10年間というふうに見込んでおります。これらをした理由なんですけども、先ほど御説明いたしましたVFMが最大限見込まれるようなこととなります。最も効果的な場合といったところで設定をいたしております。また、ちょっと今後、将来的に予定されているものになるんですけども、農業集落排水施設の統合事業でございますとか、現在も行っております雨水管理総合計画に基づく雨水環境の整備等の事業をウォーターPPPに含めることも予定しております、こちらを含むことによりまして事業規模を拡大いたしまして、さらなる参画意欲の向上を見込んでおります。

続きまして、3番、目指す方向性になります。昨今、こないだも地震等がございましたけども、地震でございますとか雨水、大雨等で災害が頻発をしております、そういった緊急事態等も含めまして、地元で対応する、地元の企業で対応できるといったことをつくっていくようなことが重要となってくると考えております。そこで、地域のインフラを地域の企業が維持管理するといったことが重要になってくるといったところで、地域事業を内製化を図る体制を構築し、そのような地域企業が主体となるコンソーシアムの組成を目指しております。また、受託期間が10年と長期間に及びまして、これらの中には各種計画改定でございますとか、この計画に基づき工事を進捗管理をしながらやっていくといったことが重要となってきますので、事業が適正に行われていることといったことを十分にコントロールしていくことが重要となってきます。これにつきましては、ウォーターPPPの受託者によるセルフモニタリングでございますとか、そのような制度を設けた要求水準書等を、こちらは発注者側が整備するでございますとか、ほかには受発注者間双方による月例報告といったところで、事業の内容とか事象の適宜共有を図りまして、事業を適正に履行されていることを確認し、効率的な実施手法でございますとか、適宜業務改善が図れる仕組み、体制を整備していきたいと考えております。

最後に、4番、今後の予定ですけども、令和8年度も引き続き地元企業団体さん等と意見交換を継続していくものとしております。また、要求水準書の作成に着手してまいりまして、令和9年度末に公募、それ以後を事業の内容の提案、審査、受付審査でございますとか、契約交渉、業務引継ぎに約1年間を見込みまして、令和10年4月1日より事業開始の予定としております。説明は以上となります。

**○西野委員長** 説明が終わりました。委員の皆様への質疑、御意見を求めます。

中田委員。

**○中田委員** 大体説明で分かりましたけど、今度ウォーターPPPになってくると、計画のどこまで考えてもらう形、ただし、市のほうのちゃんと承諾というか、了解を得られるような形でやっていくとは思いますが、どっちにしてもこれ、民間が進めていく上で、何ていうか、一つは様々な中から選べる分析がちゃんとできるかどうかとか、例えばいろんな今後の計画を立てていく上で、さっき出てきたような問題も含めて、きちっと取られたデータから分析ができて、それが計画期間に結びついていくとか、あるいは、計画する

に当たっては、高い公共的な意識を持ってもらう。要するに、民間になって自分たちがやりたいようにすればいいやっという話じゃなくて、要は行政に成り代わって進めていくだけの公共的意識を持ってもらわないけん。そこら辺をどういうふうに、なかなか抽象的な話ですけど、要求水準の中で設けていくのか、そこら辺についての何かちょっと考え方があったらお聞きしておきたいです。

○西野委員長 伊藤担当課長補佐。

○伊藤下水道整備課管路維持担当課長補佐 まず、1つ目の適切な分析、それに基づく計画がなされるかということでございますけども、まず、様々なマニュアルがございます。例えばコンクリートが腐食しているという事象一つでも、どのような症状なのか、どのような症状かを分析して、深刻度を評価するというようなマニュアルなんかもございますので、その技術者の知見も踏まえて、そういった根拠をしっかりと整理するというようなことを要求水準に定めたいと考えております。

あと、公共に匹敵する意識を持たせるということでございますけども、これについては利益だけを追求することなく、公共サービスを維持するという観点を、抽象的ではございますけども、まずは一番大事な目標として定めたいというふうに考えております。以上です。

○西野委員長 中田委員。

○中田委員 ぜひちょっとその辺もまた、なかなか抽象的なことを具体化した表現って難しいとは思いますが、結局、やっぱりこういう公共の仕事を担当していくところでは、皆さん方が今まで行政の皆さんとしての持つ高い公共的、公務員としての意識、そういったことに基づいて市民益を考えてやってきたと思うので、同じやっぱり、ものづくりでもそうですし、維持管理もそうですけど、そこら辺の意識がっていうのは私は必要だと思って。というのは、例えばですけど、下水道だと、もう既に区域内にあっても未接続のところっていっぱいあるじゃないですか、中心部の中とかね、古い集合住宅のとことか。そういった実態がある中で、今後のこういう、どういう計画に進めていくかっていうのは、結構協議しないとなかなかっていうことになってくると思いますよ。だから、そこら辺でまずやっぱり公共の仕事っていうことの高い認識をどういうふうに網羅するかとか、あるいは、仮に何か事故とか、何か起きたときの補償はどういうふうに担っていくのかであるとか、細かいとこいっぱい今後出てくると思うので、またその都度ちょっと見えてきたらぜひ御報告いただきたいと思います。よろしくお願ひします。要望です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 このウォーターPPPは一応10年ということで受託期間が決められましたけども、経済的な効率としては10年ということで決められたというふうに思いますけれども、ここの管轄じゃないんですけど、例えば米子アリーナだったら、事業費っていうか、建設関係の費用が非常に高騰して、契約でやってる分ではできないというような事態が、相当な高額になって、それを結局は契約の関係で事業者のグループがのむということで、そういうことがやっぱり長期にわたるといろんなことがあると思うんですけども、そういったことが10年っていうことではどういうことが起きるのかっていうのがとても私は心配に思うんですが、そういったことを、10年とこの長期間にわたる様々なことがコ

ントロールすることができるのかなっていうふうに思いますけども、そういう金額のことなんかですね、特に、委託するわけですけども、これ要綱ってというのはどんな点に注意してされるんでしょうかね、主に。地元の業者を中心的にっていうことで今回考えられているんですけども、米子市はいいんですけども、地元は非常に困った、地元業者は困ったというようなことが起こってはいけないと思うんですけど、そこら辺の、何ていうか、差配の仕方っていうのか、どうなんでしょうか。

○**西野委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** これは一般論でお答えしたいと思いますけど、これ長期契約については、物価スライド等の条項が適切に盛り込まれた標準的な契約約款等が示されておりまして、近時の物価高騰に対応すべく、特に長期にわたる契約について適切にそういった経済状況の変動を反映することが必要だという、我々もそういう認識を持っておりますし、当然、事業をお受けいただく事業者のほうもそういう認識をお持ちであります。そういったことで、適切に契約の中で物価変動等に対応できる条項を設けていくということだというふうに認識しておりますし、このウォーターPPPについても同様な考え方で整理していくことだと思っております。

ちなみに、お触れになりました米子アリーナの件であります。この委員会、今の話とは少し関係ございませんが、これも本議会において物価スライド分についてはお認めいただいて、適切に契約変更をすべく、これは本議会の当初でお認めいただきました、先議でお認めいただきましたけど、契約を変更すべく、今、手続を進めてるところでございます。以上であります。

○**西野委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 今の米子アリーナについては、もちろん物価スライドも契約書にはちゃんと書いてあったんですけど、それ以上の異常な物価高騰ということで、なかなか対応ができなかったということを見ると、かなり長期にわたるっていうのは難しい、そういうことも含まれるんじゃないかなというふうに私は指摘はしておきたいというふうに思います。以上です。

○**西野委員長** 稲田委員。

○**稲田委員** VFMのところでも2つ聞かせてください。

まず1つ目で、もし分かればいいんですけど、この9%っていうのはどれぐらいの数字なのか、他市の事例と比較して結構大きい数字なのか、それともさほどでもないのか、その辺、もし分かれば教えてください。

○**西野委員長** 伊藤担当課長補佐。

○**伊藤下水道整備課管路維持担当課長補佐** VFMが他市と比べてということなんですけれども、事業規模もまちまちでございますので、大きいか小さいかということなんですけれども、9%出るということで、大きいか小さいかというのはそれぞれ立場によって感じるところが違いかもかもしれませんけれども、9%出るということは効果的であるという評価をしております。

○**西野委員長** 山崎副局長。

○**山崎上下水道局副局長兼下水道整備課長** 若干補足させていただきますけど、基本的なVFMが出やすい事業モデルといいますのが、やはり含まれる全体の業務内容の中にどれ

だけ建設改良工事がウエートを占めるかと。要は、建設改良工事のウエートが高ければ高いほどVFMっていうのは高く出る傾向があって、中国管内の他市事例で申しますと、そっちの建設改良がどっちかというメインのPPPについては、十数%と出している自治体もあるんですが、一般論ですが、10パー前後出れば、結構効果が高いと言われているのが現状です。

**○西野委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 2つ目、その辺りを聞こうと思ったら、今もう言われたんで、要は9%の中でどういうものが構成しているのかを聞いたかったんですが、今の答弁のことが答えになりますよね。ということで結構です。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

田村委員。

**○田村委員** このウォーターPPPに関しては、以前、下水を先行して、上水もっていうようなお話を前回伺ったと思うんですけども、これは間違いはないのでしょうか。

**○西野委員長** 下関上下水道局長。

**○下関上下水道局長** 以前もお話をさせてもらったかとは思いますが、このウォーターPPPについては、下水道が先行しとる、御案内のとおりだと思います。まず、下水のほうは、それこそ包括的民間委託、こちらのほうを導入して、今2期目に向かおうとしております。それで、その次の段階として、今回レベル3.5だったと思いますけれど、ウォーターPPPの導入に向かって歩を進めるということでこのたび御報告をさせていただいております。

水道事業に関してでございますけれども、下水道事業と違いまして、国の縛りが無いというのがまだ現状でございます。補助事業の要件化がされていないという実態がございます。それと、下水はそれほどしっかりと手順を踏んで、業界さんともいろいろと交渉を重ね、意見交換を重ねて積み上げてきた結果、今そういったものが見えてきておるといふ段階でございます。上水につきましては、まだそういうような段階には至っていないと思っております。ただ、今の状態がそのまま未来永劫続くということは、今のそれこそヒト・モノ・カネの問題がございますので、恐らく維持はできなくなってくるだろうというふうに思っております。ですので、下水を先行事例としてしっかり見ながら、あるいは国の動きですね、そういったものもしっかり見ながら、それともう一つ、地元のそういった水道関係の業界団体さん、こういったところもしっかり意見を交換しながら、そういったような環境づくりをまずはやっていきたいなというふうに考えております。ですので、下水と一緒に同じタイミングですぐにという形には少し難しいんじゃないかなというふうに考えております。

**○西野委員長** 田村委員。

**○田村委員** 分かりました。現在は国費の支援、上水になってないということで、まだ先の話だというふうに捉えたんですけども、例えば今後それが上も、上水もだよってなったときに、例えば今せっかく上下水道局ということで一つにいい形にまとまったと思うんですけども、下水で先行した事業者が上水のオーソリティーとは限らないわけで、やはりそこは違う会社が上下水を担うというようなことになるんじゃないか、それに伴って、前回も出たと思うんですけども、自治体職員による継承されてきた技術の流出であった

りとか、担保できないような状況というのが生まれるんじゃないかという懸念があったと思うんですが、それについてはどうでしょう。

**○西野委員長** 下関上下水道局長。

**○下関上下水道局長** 先ほども言いましたように、インフラ整備って、今、上水の場合は基本的には直営部門も大きく持ちながらさせていただいております。もちろん管工事さんなんかの力も当然借りながら、一緒になってインフラを守っているというのが実態でございます。今後、それこそ人の問題、人がしっかりと確保できるのか、あるいは、今持っている技術力を今後もしっかりと引き継いでいけるのかってところは、委員御案内のとおり非常にだんだん厳しくなってくるっていうのは実態だろうと思っております。ただ、それに対してもこちらのほうも技術研修場みたいなものを建てて技術力の継承を図ったりだとか、あるいは日水協、日本水道協会への職員の派遣みたいなこともやっておりますし、そういった形で技術力を何とか維持して、あるいはつなげていこうということで、今のところは必死に踏ん張るとるというような状況でございます。ですので、これがもしも将来的に少し難しくなったよねっていう話になる、その少し前段では、様々なことをちょっと考えていかないけないっていうのも事実だろうと思っております。今はちょっとこの体制の中、しっかりと技術力を守っていきたい。今の段階は何とか守れてるっていうのが上水側の認識でございますので、ここはもう少し踏ん張りたいなというふうには思っております。

**○田村委員** 分かりました。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

森谷委員。

**○森谷委員** 1点だけお伺いしたいと思います。ウォーターPPP、これ官から民に移行していくという流れだと理解してはいるんですけども、一番心配なのは料金ですね、もちろん移行することによって効率を高めたりして、コストを下げということもちょっとうたってあると思いますけども、人口減少に伴って収入がまた減っていくということが予想されると思いますけども、この料金の設定というのは、これは官民連携ということでやっていけるのか、その辺をちょっと伺ってみたいと思いますけど。

**○西野委員長** 下関上下水道局長。

**○下関上下水道局長** 下水道料金のお話ですけど、官民連携っていうのは、いわゆるコンセッションみたいに運営権をお渡しして、民間さんが料金を決めるというお話であれば、そういうことはありませんので、運営権自体、運営権っていうか、しっかりこちらのほうで料金についてはコントロールしていくということになります。下水道料金については、先般、これは議会のほうでも御説明をさせていただいておりますけれども、今、審議会のほうに諮問いたしまして、答申をつい先日いただいたところでございます。その中では、平均15%アップという形での御答申をいただいております。もちろんそれに併せてもっと経営努力をなさいますとか、効率的な運営に努めなさいですとか、あるいは水処理の大切さをもっと皆さんに知ってもらいなさい、広報を、そういったところにしっかり取り組みなさいという5つの宿題も併せていただいております。今回いただいた答申を尊重した上で、今後、改定について検討をしまいたいと思っております。

**○森谷委員** 分かりました。了解です。

○西野委員長 よろしいですか。

○森谷委員 はい。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

以上で上下水道局からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11 時 30 分 休憩**

**午前 11 時 33 分 再開**

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部所管について審査をいたします。

初めに、議案第 26 号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

西村住宅政策課長。

○西村住宅政策課長 議案第 26 号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。資料を通知いたします。

今回の改正内容でございますが、廃止予定としている河崎住宅の一部について、空き棟となった昭和 45 年度建設の 2 棟 12 戸及び昭和 47 年度建設の 1 棟 6 戸を管理廃止するものでございます。

配置図を送付いたします。図面の中央やや右側に赤い枠で囲っております 3 棟、こちらにつきまして廃止をするものでございます。説明は以上でございます。

○西野委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

国頭委員。

○国頭委員 ここの河崎住宅は、45 年ぐらいから 50 年ぐらいですかね、ずっとあって、修繕のところもされてるところありますけども、これは順次っていうか、入居者の入居率とかを考えながら順次縮小していくっていう感じで廃止していくっていう計画を持っておられるということでしょうか。

○西野委員長 西村住宅政策課長。

○西村住宅政策課長 この河崎住宅の廃止につきましては、市営住宅長寿命化計画にのっとりまして、順次廃止をするものでございまして、河崎住宅の簡易耐火 2 階建て、それと図面の右上のほうに 48R1、2 という建物がございまして、こちらのほうを廃止しまして、最終的には 120 戸を残す予定にしておりますので、空き棟となりました建物について順次、用途廃止をして解体をするものでございます。以上でございます。

○西野委員長 国頭委員。

○国頭委員 分かりました。ここの償却して更地にした後の計画っていうのはなくて、一応更地にしとくっていう感覚でしょうか。

○西野委員長 西村課長。

○西村住宅政策課長 現在は更地にしまして、後はまた庁内の中で検討をいたしまして、売却等の跡地利用を考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○西野委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様のお意見をお願いいたします。  
錦織委員。

○錦織委員 こうして老朽化した市営住宅はもう排除していくとか、廃止していくっていう計画なんですけども、これ自体には反対しないんですが、今の戸数をやっぱりどう維持するかっていうことが私は米子市に求められるというふうに思いますので、いろいろ民間なども活用しながら、米子市として低廉な住宅を提供できるような、そういうことはやはり検討して、引き続き検討していただきたいということを要望しておきます。以上です。

○西野委員長 反対ではないですね。

○錦織委員 はい。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第26号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西野委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について及び議案第30号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更については関連しておりますので、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

北村都市整備部次長。

○北村都市整備部次長兼道路整備課長 そういたしますと、議案第29号及び第30号の工事請負契約の一部を変更する契約の締結について御説明いたします。通知をします。

初めに、議案第29号について御説明いたします。

対象の工事は、市道車尾日野橋熊党線日野橋橋りょう補修工事（その1）でございます。本工事は、令和7年10月1日に、金田工務店・松澤組特定建設工事共同企業体と、契約金額4億409万6,000円で契約を締結したものでございます。このたび、既存塗装塗膜を除去するため、金属粒子を高圧で吹きつけるブラスト工法の施工において、ブラストホースの折れ曲がりによる吹きつけ圧の圧力の低下を防ぐため、足場内の作業スペースを確保する必要が生じたことから、足場形状を変更するものでございます。また、場所によって金属粒子を長時間吹きつけることによる跳ね返りなどによる養生シートが破損し、場外へ飛散するおそれがあることから、三方仕様の養生シートを追加設置する必要が生じま

した。これらの対応により、契約金額が4,326万9,600円の増額となり、変更後の契約金額は4億4,736万5,600円となるものでございます。

続きまして、議案第30号について御説明いたします。通知をします。

対象の工事は、市道車尾日野橋熊党線日野橋橋りょう補修工事（その2）でございます。本工事は、令和7年10月1日に美保テクノス・柳田建設特定建設工事共同企業体と契約金額4億150万3,300円で契約を締結したものでございます。変更の理由につきましては、先ほど御説明いたしました議案第29号と同様であり、ブラスト工法の施工に伴う足場形状の変更及び飛散防止用の養生シートの追加設置によるものでございます。これにより、契約金額が3,686万5,400円の増額となり、変更後の契約金額は4億3,836万8,700円となります。この結果、契約金額が議会の議決に付すべき金額以上となることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。説明は以上です。

**○西野委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見ををお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、順次採決いたします。

議案第29号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、市道の路線の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

山中都市整備部次長。

**○山中都市整備部次長兼建設企画課長** それでは、議案第32号の市道の路線の認定につきまして、委員会資料に基づき御説明させていただきます。資料を通知いたします。

委員会資料2ページの市道の路線の認定の一覧表を御覧ください。今回新たに認定する市道は8路線ございます。路線名3376、尾高東15号線から6135、上福原新田23号線までの全路線が開発行為により本市に帰属されたものでありまして、本市の市道認定の基準を満たしていることを確認いたしております。

なお、4ページ以降には、位置図と起終点の写真を掲載しておりますので、併せて御確

認お願いいたしたいと思ひます。説明は以上でござひます。

**○西野委員長** 当局の説明が終わりまひた。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたひます。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、質疑を終結いたひます。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見ををお願いいたひます。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、討論を終結いたひます。

それでは、採決いたひます。

議案第32号、市道の路線の認定について、原案のとおり可決することに御異議ありまひせんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決まひました。

都市経済委員会を暫時休憩いたひます。

**午前 11時44分 休憩**

**午後 1時40分 再開**

**○西野委員長** 都市経済委員会を再開いたひます。

経済部所管について審査をいたひます。

初めに、議案第25号、米子市中海憩いのテラス条例の制定についてを議題といたひます。

当局の説明を求めます。

田仲観光課長。

**○田仲観光課長** そういたひますと、議案第25号、米子市中海憩いのテラス条例の制定について御説明をいたひます。令和8年米子市議会3月定例会議案により説明をいたひます。65ページを御覧ください。

本条例は、令和8年6月に供用開始予定の中海憩いのテラスにつまひまして、地方自治法第244条の2の規定に基づき、公の施設としてその設置と管理に関する事項を定めるものでござひます。

この中海憩いのテラスは、平成31年に国、県、市で策定まひました中海・錦海かわまちづくり計画に基づきまひまして、米子港エリアで整備を進めてきたものでござひまひまして、トイレや休憩所を備えた便益施設、芝生広場、駐車場などから構成をされておひります。

本条例の主な制定内容は、テラスの設置に関すること、使用許可や禁止事項に関すること、使用者や利用者の遵守すべき事項に関することなど、一般に公の施設の設置管理条例で定められておひる内容でござひます。なお、本条例の施行は、6月の供用開始と併せて行う予定でござひます。説明は以上でござひます。

**○西野委員長** 当局の説明が終わりまひた。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたひます。

稲田委員。

**○稲田委員** 完成が近いということは喜ぶたいと思ひます。6月ですんで、あと二、三か

月後にはオープンするんだなというところは喜ばしいと思います。

今から言うのは、別に反対意見ではないんですが、これまで複数回、あそこの施設から車で道路に出るときに、右折はかなり危険が伴うので何らかの工夫が欲しいと、信号設置までとは言いませんけれども、車が出るときに、右手側からは坂から車が下りてくるところになって、2車線またいで右折になるとかなり危険なことにはならないかということは危惧しております。そのために、何かしらの工夫、一番は出るときに左折のみの限定というのは私はありだと思っておりますが、内浜産業道路、そこから境港方面に行くと中央分離帯があって、なかなか車線をまたいで右折して出ていくっていうことはできなくて、あのエリアだけよくよく見たらセンターポールがあったりはするんですけど、行こうと思えば手前の2車線をまたいで右折して出て行くことも、ほかもできるところは一部あるんですけど、ただ、新しくできた公園でちょっと危険だなと思う気持ちはまだ拭い去れませんので、そのような辺り工夫がもし行われるのであれば聞いておきたいと思っておりますので、質問でございますが、いかがでしょうか。

**○西野委員長** 田仲観光課長。

**○田仲観光課長** 先般の2月の閉会中の委員会でも安全対策については御質問いただいたところでございます。なかなか信号機設置は正直難しいというところの返事も警察のほうからいただいております。左折のみの対応とするかどうかというものは、まだ具体的な方針等は決まっておりますませんが、引き続き、警察など関係者とその辺は協議を行っていきたいという具合に思っております。以上です。

**○西野委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

田村委員。

**○田村委員** 議会でも民有地のことを言わせてもらいました。完成した暁には、今、何か小屋が建ってたりとか、結構雑然としてる民有地については、きれいな状態になるのでしょうか。

**○西野委員長** 田仲観光課長。

**○田仲観光課長** 令和8年6月の完成時には、更地というような状態になる予定でございます。

**○田村委員** 更地。分かりました、結構です。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

今城委員。

**○今城委員** 第8条のところで使用料のことが書いてあるんですけども、これまでこの使用料についてのことっていうのは委員会でもあまり報告なかったと思うんですけど、芝生のところの広さによって金額が違ふということがこの後出てきているんですけども、ちょっと詳しくこの辺のあたりを教えてくださいたいと思います。免除のことも、納付のことも含めて。

**○西野委員長** 田仲観光課長。

**○田仲観光課長** 今回のテラスの使用料の金額設定につきましては、中海憩いのテラスの近隣に位置しまして、にぎわい創出と同様の活用を想定しております元町パティオ広場と同様の金額で設定をさせていただいたところでございます。

免除の規定につきましては、施行規則のほうで定めることとしておりまして、例えば営

利を目的としない行為、あと、米子市長が特別に認める場合といったところで想定をしとるところでございます。以上です。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 ちょっとよく私が認識してなかったのであれなんです、事前に申込みを、使用するという申込みをするってところからスタートという認識でいいんでしょうかね。そこで営利だとか営利じゃないとか、どういう内容なのかということ申請したところで使用料の発生のことっていうことが起こってくる、その後の納付のところまでがあるって、そういう認識でいいんでしょうかね。

○西野委員長 田仲観光課長。

○田仲観光課長 委員、おっしゃるとおりの認識でございまして、使用の申請を出していただいて、その内容に基づき判断するということでございます。以上です。

○西野委員長 よろしいですか。

○今城委員 じゃあ、もう一つ。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 では、そういうことも含めて、6月にオープンということになると思いますので、ちょっと詳しくお知らせをいただけるような形に、市民の皆さんにさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○西野委員長 ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 議案第31号の財産の無償貸付けについてで……。

○西野委員長 今、憩いのテラス。

○錦織委員 すみません。まだ終わってなかった。失礼しました。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様のお意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第25号、米子市中海憩いのテラス条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西野委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、財産の無償貸付けについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

大塚文化振興課長。

○大塚文化振興課長 それでは、議案第31号、財産の無償貸付けについて説明させていただきます。議案書は85ページ及び86ページでございます。

本案件につきましては、2月の閉会中の本委員会で御説明させていただいたとおりでござ

ございますが、対象となる物件は、尾高にございます旧米子市勤労者体育センターでございます。貸付期間、相手方については記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○西野委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

錦織委員。

○錦織委員 すみません。これについて異存はないんですが、修理等の発生した場合、修繕などが発生した場合は、誰がこれを直すのかということの責任の所在をお聞きしたいと思います。

○西野委員長 大塚文化振興課長。

○大塚文化振興課長 こちら、シャトーおだかさんのほうにさせていただくことになっております。

○西野委員長 よろしいですか。

錦織委員。

○錦織委員 修繕の大小にかかわらずということですね。

○西野委員長 大塚文化振興課長。

○大塚文化振興課長 そのとおりでございます。

○西野委員長 よろしいですか。

○錦織委員 はい。

○西野委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 これ無償ということなんですが、公有財産の無償貸付けというのは、公益性が求められるというふうに一般的には考えられるんですが、株式会社ということになっております。どのような内容で使用されるのでしょうか。

○西野委員長 大塚文化振興課長。

○大塚文化振興課長 まず、シャトーおだかさんの本体のほうに避難所を移転させていただきます。この結果、避難所機能が、今現在の体育館から格段に向上することになります。空調ですとかトイレですとか、もちろん完備されておりますし、お風呂のほうも使わせていただくこととなっております。

また、この体育館のほうは、これまで管理していた避難所物品なども、シャトーおだかさんのほうで管理していただくことなどを考慮しますと、今後使用予定となる施設は無償で貸し付けることは妥当であるという判断したところでございます。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。その無償貸付けしたその用途ですね、結局、その避難所がこっちに使わせてもらえるんで、換地みたいな形でという話なんですが、そこは実際何に使われるとかっていう話をされてますか。

○西野委員長 大塚文化振興課長。

○大塚文化振興課長 シャトーおだかさんのほうで、倉庫として使っていただくこととなります。以上です。

(「分かりました、結構です。」と田村委員)

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様のお意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第31号、財産の無償貸付けについて、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西野委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時59分 再開

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

請願の審査をいたします。

請願第10号、政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書を議題といたします。

本請願の紹介議員であります又野議員からの説明を求めます。

又野議員。

○又野紹介議員 紹介議員の又野史朗でございます。

政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書について、今日は請願者が来れないということでしたので説明をさせていただきたいと思っております。

物価高騰で国民生活が苦しくなっています。農業生産者は生産コストの上昇をなかなか販売価格に転嫁できない状況が続いていて、こちらも生活を圧迫してきています。請願者によれば、米の買取り価格は上がってはいますけれども、生産者の立場では上がったというよりは、20年前ぐらいの水準に戻ったというだけで、持続的な農業を続けていくのには苦しい状況は変わらないということです。そして、この状況も続くかどうかも見通せない状況です。

国の食料はやはり国の責任で確保しなければいけないと考えます。そのため諸外国では農家の所得補償をしており、フランスですと農家の収入の約8割、スイスの一部でも10割、アメリカでも5割が政府からの補助金だということです。日本政府は、米不足や需要と供給の見通しの間違いは認めましたが、そして一旦、米の増産の方向を示しましたが、すぐに需要に見合った生産と言い直し、増産という言葉を使わなくなりました。価格についても市場が決めるものとして、国が関与することを否定しています。主食である米を市場任せにし、米の価格を不安定にしているのは、消費者も生産者も生活が安定しなくなります。国民生活のために、国には米の価格、そして供給を安定させる責任があると考えます。そのために、耕作面積など一定の基準で農家の所得を補償する制度などを用いることによって、需要と供給、そして価格を安定させて消費者の生活を守り、農家の生産意

欲を高め、持続的な農業につなげることができると思いますので、同請願の採択をお願いしたいと思います。以上です。

**○西野委員長** 紹介議員の説明は終わりました。紹介議員に対して、質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、紹介議員に対する質疑を終結します。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。採決に向けて御意見を一人一人お願いいたします。

では、国頭委員から時計回りに行きます。最後、錦織委員まで。

国頭委員、よろしくをお願いします。

**○国頭委員** 私は採択ということでお願いしたいと思います。先ほど又野さんも言われたように、アメリカ等も5割ぐらい補助が出てるということは知っておりましたが、ほかの国もやってるってことであります。最近では、ある党が農業従事者の方を公務員にすべきであるというような話も言っておられて、なるほどなあっていうところがあります。いわゆる食料安全保障においても、自給率においてもずっと下がる一方で、やっぱり農業の方を守っていかなくちゃいけないというところがあると思います。そういう面でも、以前からずっとこの直接支払い、所得補償っていうところは出てたところでありますので、本当に本腰を上げて国として取り組んでいかないといけないという時期にかかっているんじゃないでしょうか。結局、みんな赤で赤で作っておられるというところは、よく農業の方に聞くと、もうボランティアみたいなんで作ってるという話があるので、そういったところは、そういったボランティアに、もう赤のところは補償していくっていうところは必要だと思いますので、採択ということでお願いしたいと思います。

**○西野委員長** 次に、森谷委員。

**○森谷委員** 私は不採択でお願いいたします。今、又野議員も言われたんですけども、その言われた内容は非常に理解できる場所です。確かに所得補償制度は農家の経済的な安定と生産性に貢献できる可能性はあり、それは本当に理解しております。しかしながら、懸念される点がいろいろあるということも、いろいろと私も調べた中で感じております。一つは米価への影響という面で、所得補償を織り込み米価が下落する力が働く可能性も指摘されているという点とか、また財政負担、これが大きいと思いますけれども、米価が下落すると所得補償額と財政負担が拡大する懸念がある等々、こういった問題点をどう解決するかという点がありますし、また先ほど国頭委員も言われましたけど、食料安全保障の視点からとか、国内自給率を上げるべきであるという点も、私も同感なんですけれども、これは長年の日本の農業に対する政策は様々、紆余曲折あり過ぎたということでもありますので、もっと根本的な、所得補償制度というよりも、農業に対する、国がもっと根本的な政策をすべきだということを思っています。それで、私も議会でいろいろと質問してきますけど、そういう面では食、農業と学校給食、これが私も有機給食のことってはきたんですけども、これを何も有機にこだわらなくても、いかに学校給食を安定した農家の生産と所得につなげていくのかという面では、非常に一つのポイントだと思いますので、

その辺りから根本的な解決に取り組むべきだというのが私の考えでありますので、この所得補償制度に関しては、今回は不採択でお願いいたします。

**○西野委員長** 次に稲田委員。

**○稲田委員** 内容としても不採択を主張する内容でございます。農業を守るということに関していえば、いろんな方法もありますし、今回の請願に付されている内容もその方策の一つであるとは思いますが、今度は、個々の農家を守るという視点でいくと、確かにこの制度もあるんでしょうが、逆に言うと補助金ありきになっていきますと、果たして本当にそれが農業を守ることに、要は長期間で見た場合ですよ、なっていくのか、要は補助金が足りなくなれば、はい、そこで終わりました、はい、そこで農業を守ることもできませんでしたみたいなことになりかねず、やはり農業は農業で持続可能な姿を求めるのが第一義だと思っております。それを踏まえて申し上げますと、直接支払制度は食料・農業・農村基本計画を踏まえて、令和9年度に向けた水田政策の在り方を検討し、現場の実態などを調査していく中で議論が行われていくものと聞いております。その議論を経て制度の導入の可否が諮られるものと思っております。その上で直接支払制度を仮に導入した場合、短期的、あるいは個々の小さな規模の農家などへの局所的な効果が見込める反面、長期的、また大局的に考えますと、そもそも市場原理の中で流通すべきものがそうでなくなってしまう、そのことが農業の規模を小さいままにとどめてしまい、国際競争力や大規模化といった将来の農業の在り方を考える上で乖離した施策となりかねず、賛同できないという理由をもって不採択を主張します。以上です。

**○西野委員長** 次に、田村委員。

**○田村委員** 私も不採択を主張したいと思っております。まずもって、この請願書の中身なんですけれども、国民が買い続けられる安定した米価を実現するために所得補償制度が必要だということで、かと思えば請願事項は、農家の生産を下支えする所得補償制度ということで、米生産農家のためのもものなのか、農家全体を指すのかということが非常に曖昧であると指摘せざるを得ません。柿農家もいればいろんな農家さん、いるわけですし、まずこの請願書の時点でそこは引かかるなということでもあります。で、あと、これを実施した際の懸念点については、先ほど来、出ておりますけれども、現在、2025年から5か年計画の食料・農業・農村基本計画っていうのは、実際、今進んでおりまして、次の改定時には水田等の政策についても検討がなされるという中で、先ほど来、出たこの所得補償をしていくということになると、市場競争に関係なく、所得が補償、補填されていくということから、生産性の向上とか、今、農家さんが一生懸命やっておられるコスト削減とか、そういった努力に対するインセンティブというのが弱まっていくんじゃないかという懸念点があります。あと、今、進行しつつある農業構造改革っていうもの自体、それ自体も遅らせてしまって、先ほど出ました国際競争力の低下ということが懸念されます。それと、何ていうんですか、1回与えてしまうと、この補助金に対する依存体質というのがどうしても出てしまうために、自立した農家っていうこと、今まで延々と続いてきたこの日本の文化である農業っていうのが衰退するというふうな懸念を私は持っておりますので、不採択を主張いたします。

**○西野委員長** 次に、津田委員。

**○津田委員** 私も不採択を主張いたします。農業生産現場の取り巻く環境や様々な事情が

ら御苦労や御不安は理解するところであります。しかし、政府に所得補償制度を求めるということは、膨大な財政支出を伴うということと、緊縮財政下ではもう持続が困難ということもありまして、国民の負担が増大となると。それで国民から理解が得られないということがあります。また、農家だけがなぜ補償されるのかということで、他の産業、中小企業ですとか自営業、同様に厳しい経営環境にある中でなぜ農家だけなのかという、所得補償をなぜ受けれるのかというような不公平性とか不平等感があります。という、以上の理由から不採択を主張いたします。以上でございます。

**○西野委員長** 次に、今城委員。

**○今城委員** 私も不採択を主張いたします。私ども公明党は、党の農業政策として数々の申入れや提案をしてまいりました。その中の一部分ですが、農業の持続的な発展や農村振興のため、集中期間5年間において必要な予算措置を講ずること、また水田畑作政策関連予算の増額とその安定的な確保を図ることということをごをこれまで求めてまいりました。また、安定的な食料供給に向けてということであれば、農地の大区画化等の基盤整備や、学校等での米飯給食等の推進や定着を図ること、またスマート技術の導入や共同利用等を進めるということなどを通して、生産も、そして消費も拡大するということが大切だということをごをこれまで主張をしてまいりました。そういうような中で、今回の求めておられます、請願で求められている意見書を提出することなのですけれども、これについては、農家の個別の所得補償が行われるということで、その効果は一時的でもあり、また限定的でもあるというふうにも考えますし、大切なことは農家が所得補償に頼ることなく、自立したもうかる農業を営めるための施策こそが大切であると考えていますので、今回の求めておられる内容の意見書の提出については同意できないため、不採択を主張いたします。以上です。

**○西野委員長** 次に、中田委員。

**○中田委員** 私も結論としては、不採択を主張します。先ほども田村委員からもありましたけど、この文面をずうっと読ませていただくと、全体的には生産者の立場から書かれていると私には読み取れます。しかも、前段のところでは、コスト上昇を価格に転嫁できないということも入れながら、需要に見合った、要は需給の問題とか、そういったものが、要は市場原理を肯定してるのか否定してるのかってところが、矛盾した点が文章の中に出てくるということで、そこら辺はよく分からないんですが、私は要は農業の、特に米作りに関して、健全な市場原理の下での、要は需給の下での健全な経済活動と、一方で、生産性の限界のところの間を何か国策で埋めなければならないということは、私もその必要性は感じてます。ただし、この所得補償制度だけでできるかという問題ではなくて、しかも、今、御存じのとおり物価がすごく高騰していくところのこの上昇を価格転嫁の問題も含めて、売価の消費者の立場に立ったところでどう調整できるか。一方で、生産者をどう、それでなりわいとして成り立たせるのかというのは、所得補償制度とした場合に、この所得補償についてかなり複雑な制度設計が必要になってくるっていうのが1点。それから、消費者、つまりは納税者がそこを、何ていうか、補償していくことと同意義ということになってくるので、消費者の立場に立った議論が十分にされない、この農業という、特に米作りなんかを中心とする農業の生産者を守るということの理解が、やっぱりきちっと得られてからじゃないと、私はこれできないと思っておりますので、不採択を主張しま

す。

**○西野委員長** 次に、錦織委員。

**○錦織委員** 私は採択を主張したいと思います。一昨年のも米不足騒動は、政府も認めたように、単純に気候変動の問題が原因だけではありませんでした。今、いろいろと農業だけをこういうふうに直接支払いなどをすると、ほかの業種はどうなんだというようなことを、お話もありましたが、今、時給にすると農家は、米農家、時給10円なんですね。だからそのことを考えたら、ほかの産業、特に国民の命をつなぐ農業っていうものを、やっぱり後継者もつukらないといけないし、生産者がちゃんと食べて希望を持って続けていける、そういう施策をすることが今、とても大事だというふうに思います。これは日本だけがこれにしようって言うわけじゃなくて、諸外国ではもう既に実施してますし、あのアメリカでさえ、競争社会のアメリカでさえ、これを実施していると。かつて、フランスは自給率がすごく下がったんですね。そこで、この所得保障制度をしたら、今はもう120%の自給率ということで、農業国として立派に今あるわけですけども、やっぱりそういうことからすると、農業、農村の多面的な機能に関しても、今は本当に補助がないっていうことなんですね。田んぼは自然のダムだっていうふうに言われてますけども、そこが今、なくなりつつあるということを見ると、やっぱり農家の人々がちゃんと米作りができる、国民も安心して米を、主食を食べることができる。そういった制度を私は導入するっていうことは、とても大切なことだというふうに思いますので、ぜひ意見書を上げていただきたいというふうに思います。以上です。

**○西野委員長** 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

請願第10号、政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…国頭委員、錦織委員〕

**○西野委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました請願第10号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思ます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

紹介議員は御退席ください。

〔又野紹介議員退席〕

**○西野委員長** 次に、経済部から4件の報告がございます。

初めに、米子駅前ショッピングセンターに係るイオンリテール株式会社との転貸借契約について。

当局からの報告をお願いいたします。

坂隠経済部次長。

**○坂隠経済部次長兼商工課長** 米子駅前ショッピングセンターに係るイオンリテール株式会社との転貸借契約について御報告を申し上げます。

本件につきましては、昨年11月及び2月の委員会におきまして協議の経過を報告してまいりましたけれども、このたび契約の更新内容について合意に至りましたので、その内容を御報告させていただきます。なお、実際の契約締結につきましては、今月末までに行う予定としております。

まず、契約更新の内容についてでございます。更新期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間といたします。賃料につきましては、市とイオンリテール社、双方が取得した不動産鑑定評価額を基に協議を行った結果、現行の賃料から1,582万円の増額となります年額7,932万円とすることで合意をいたしました。

次に、その他の事項についてでございます。施設の管理、運営に係る業務委託契約につきましては、これは米子市開発公社とイオンリテール社で締結しているものでございますけれども、転貸借契約に併せて今回、更新を行いまして、委託金額は現行と同額の年額1億1,775万円としております。

また、本施設が米子駅周辺エリアの活性化における重要な拠点であるということを踏まえまして、将来の再開発などの検討を含めたエリアの一層の振興を図るために、新たにイオンリテール社と連携協定を締結いたします。本協定に基づきまして、にぎわいの創出や市民の生活利便性の確保に向け、相互の連携協力を強化してまいりたいと思っております。

最後に、今後の方針についてでございますけれども、本施設は建築後35年が経過し、老朽化への対応が課題となっております。今後はライフサイクルコストの最適化を図りながら、イオンリテール社や米子市開発公社等の関係者と緊密に連携しながら、駅周辺エリア全体の活性化に資する商業機能の構築に向けた検討に着手してまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

**○西野委員長** 説明が終わりました。委員の皆様への質疑、御意見をお願いいたします。

国頭委員。

**○国頭委員** 協議の結果、不動産鑑定評価額を基に協議した結果ということで1,582万円、年額増えるということではありますが、今回は5年間の更新ということで、この中の協議で今後もっと先に、先もずっと、10年先もやるってことだったら10年更新でもあったのかもしれないですけど、5年更新になったっていうところは、イオンさんがこの先はまだ、かつて撤退もうするんじゃないかっていったときと比べて、現在は、この先はどう考えておられるというような感じというのはあったんでしょうか、契約更新に当たっては。何か意見を言われたとか、そういったことがあれば教えていただきたらと思っております。

**○西野委員長** 坂隠経済部次長。

**○坂隠経済部次長兼商工課長** 今回の交渉のやり取りの中で、イオンさんからの申出もございましたので、5年ということにしておりますけれども、やはりその一つの根拠といたしましては、これまでの経済状況が、金利も上昇局面に入ってきておりまして、今後またそういったタイミングで見直しということをかけていくのが合理的ではないかということで、今回は5年というふうにさせていただいたとことでございます。以上です。

**○西野委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** そういったことも踏まえて、その他の事項で連携協定をこれから結ぶという、一緒になって今後のことも、イオンさんも一緒になって考えていくってことでいいん

でしょうか。これはもう今年度、これから始まるってということで、来年度か。

○西野委員長 坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 連携協定に関しましては、今回のこの転貸借契約の更新と併せて契約はしますけれども、その実際の動きとしましては、今後そういった将来のことを見据えながら、御相談をしていくというふうにしておるところでございます。以上です。

○西野委員長 よろしいですか。

○国頭委員 はい。

○西野委員長 ほかにございませんか。

稲田委員。

○稲田委員 2、その他の事項の(2)米子駅周辺エリアの振興に関する連携協定のところで、1行目の終わり頃に、「再開発の検討を含め」というのがございますが、いわゆる都市再生的な、あるいはディベロッパーが入ってくるような大きいものなのか、いや、そうではなくて、ある程度見える範囲をこういう形にしますよなのか、再開発と聞くと私は大がかりなものを想定するんですが、そのいずれかどちらか、あるいはどちらかに近いとか、いやいや、そうではなくてこれから検討するんですよなのか、ちょっとそのところの御説明をいただきたいと思います。

○西野委員長 坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 再開発の検討を含めたということで記載をしておりますけれども、もちろん再開発をするかどうかということも今時点では決まっておられませんので、その規模とかレベルというものも現時点では決まっておられません。なので、今後、将来を見据えた協議をしていく中で、果たして再開発がいいのか、それとも、分かりませんが、民間に譲渡するような選択肢もあるのかということも含めて検討をしていくということになってくると思っております。以上です。

○西野委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、角盤町・朝日町周辺再エネ活用型にぎわい創出・レジリエンス向上事業について、当局からの報告をお願いします。

坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 それでは、角盤町・朝日町周辺再エネ活用型にぎわい創出・レジリエンス向上事業について御報告をいたします。

本市では、「歩いて楽しいまちづくり」の一環として、当該エリアにおける施策を進めてまいりました。こうした中、令和7年2月、地元飲食店の皆さんによりまして、「朝日町通り商店会」が設立をされました。当該地域では、街路灯の老朽化による夜間の暗さであったり、空き店舗の増加、また歩行者の安全・安心の確保といった課題の解決に向けまして、地域を活性化させようとする機運が非常に高まってきておるところでございます。この機を捉えまして、再生可能エネルギーの利活用を通じまして、にぎわい創出と災害に強いレジリエンス向上を一体的に推進するために、国の公募事業でありますエネルギー構造高度化・転換理解促進事業へ応募申請を行ったところでございます。

事業の概要でございますけれども、まず、事業目的についてでございます。先ほども申

し上げましたが、地元商店会を中心とした皆さんの地域課題解決への取組と連携をいたしまして、地域のにぎわい創出及びレジリエンス向上を図るとともに、併せて再エネ導入等に対する理解を深めていこうとするものでございます。

次に、事業内容についてでございます。今回の事業の柱は2点でございます。第1に、地元商店会や民間事業者と市で構成する研究会を設置いたします。ここでは理念にとどまらず、翌年度以降、地域がにぎわい創出やレジリエンス向上に対し主体的に取り組める実践的なアクションプランを策定いたします。

第2に、本年10月下旬に2日間の日程で地域理解促進イベントを開催いたします。再エネ電力を活用した夜間照明の演出や、EV等から給電実演をするなどを通して、再エネの有用性を体験していただくとともに、来街者や周辺店舗へ営業実態や課題認識についてのアンケート調査を実施し、その結果をアクションプランへ反映させることで、にぎわい創出やレジリエンス向上を通じたエリア価値の向上へつなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、予算額でございます。予算総額は約1,223万円で、財源は補助率10分の10の国の補助金となります。事業の実施に当たりましては、専門性、経済性、公平性を踏まえ、適切に執行してまいりたいと考えております。

最後に、今後の予定についてでございます。本資料作成時点では、3月中旬に採択結果の内示を予定しておりましたが、3月13日、国のほうから申請額どおりで採択なる旨の連絡をいただきました。これを受けまして、今議会最終日の3月25日に補正予算案を提案させていただきたいと考えておるところでございます。

改めてとなりますけれども、本事業を通じまして、角盤町・朝日町周辺エリアが夜間も明るく、非常時にも安心な持続可能な町となるよう、地元事業者や関係者の皆さんと取組を進めてまいりたいと思います。報告は以上です。

**○西野委員長** 説明が終わりました。委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

中田委員。

**○中田委員** ちょっと1点だけ教えてください。(2)の事業内容のところ、要はこのレジリエンス、普通に直訳すると、困難からの復元力みたいな話になると思うんですけど、実際、このエリアでの災害に強く安全なまちづくりとしてのその困難の復元力っていうのは、どういうふうにイメージしておけばいいんですか。

**○西野委員長** 坂隠経済部次長。

**○坂隠経済部次長兼商工課長** このエリアが飲食店等々、集積しているエリアなんですけれども、例えばその大規模災害とかが来たときに、多分、電力の供給であったりという部分を再エネを活用して何かできないかとか、そういった可能性等を含めて考えていこうというものでございます。以上です。

**○西野委員長** 中田委員。

**○中田委員** あんまりしつこく時間かける気はないんですけど、例えば、昨年が近づいてきた頃に、入り口のところで、角盤通りが近いところで火災があったんですけど、空き店舗やあるいは空き住宅、かつて私が子どもの頃まで、朝日町自治会でも結構子どもがいて、みたいなのが今ほとんどいなくて、そういった状態の中で火災が発生したんですけど、あれ、もし風があったら、あの一角は私は風によっては全部燃えてたと思うんです

よ。そういう地域が実際の店舗以外には点在してる。特に、奥側に奥側に点在してる。そういった町の中で、好きですよ、僕はある意味、昭和くさくて好きですけど、自分も育ったし、育ったっていうのは、子どもの頃、あそこで酒飲んどったという意味じゃなくて、育った町だし、好きなんですけど、その災害リスクから見ると非常にリスクの高い地域だと思うんですけど、そういったものは今後は、この事業そのものだけではないにしても、どういうふうに捉えて考えていくおつもりなのかは聞いておきたいです。

○西野委員長 坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 先ほど御説明いたしましたとおり、今回の事業におきましては、そういった再エネ活用を前提とした取組というところで考えてはおりますけれども、これも先ほど申し上げましたように、地元の事業者の方とかアンケート調査をさせていただいたりしますので、おっしゃいましたような課題感であるとかいうところも吸い上げ、この機会にどういった課題があるかということも吸い上げさせていただきまして、また今後の、この事業にはとどまらない部分で検討の材料にしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○中田委員 ありがとうございます。いいです。

○西野委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 すみません、私も中田委員と同じ気持ちだったんですけど、なぜレジリエンスという横文字を使っちゃったんですか。要は、来街者アンケート調査等実施とか、広く地元を巻き込むような事業なのに、こういった横文字の多様化といいましょうか、私もちょいちょい使ったりはするんですが、あまりにもちょっとこの言葉になじみがないと言わざるを得ないんですが、なぜこのような事業名になったのか教えてください。

○西野委員長 坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 そうですね、レジリエンスという言葉がそんなに浸透はしてはないと思いますけれども、世の中の的には、すみません、使われる機会もあるというところで、今回はそういうタイトルにさせてもらったんですけども、今おっしゃいましたように、一般の皆さん、アンケートも取りますので、そういった方への認知度というところを考えますと、例えばそのアンケートを行うときとかは、もうちょっと平易な表現で展開させていただくとかということを対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 結局、そういう注釈が要するような事業名っていうのは、最初からもう、中田委員がおっしゃるような復元力であるとか、そういったものにしておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。あと、このレジリエンスって言葉が広く使われるようになったコロナ禍で、一回駄目になったものが復興してきたという、そういった辺りから使い出されたと私は記憶してるんですけども、やはり一回駄目になるというのが起点なんです。なので、この災害に強くってなっちゃうと、耐えちゃう、耐える力っていいましょうか、復興力、復元力というよりは、そこを押しとどめるしなやかさといいましょうか、まちづくりの強さみたいのものになってくると思うんですね。なので、この言葉の使い方としては、ちょっと僕は違うんじゃないか、要は一回落ちてくださいねというような

ことが起点になってますので、その辺りも含めて御検討いただければと、これは意見で申し上げます。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

稲田委員。

**○稲田委員** 地元の商店会の皆様がいろいろと尽力されて、ここまでこぎ着けたというところで、歓迎しておりますと。要は、にぎわい創出をこれからどう創っていくかということで、角盤町から朝日町の一連の場所は、それほどにぎやかではないというか、もう以前と比べたらと言ってしまったら、もう本当に、さま変わりとは言い過ぎですけど、寂しくなっているのは、これは誰が見ても明らかな状況で、そこを地元から何とか回復していこうと、レジリエンスという言葉に目が行きがちですけど、私はあえてそこは触れずに、とにかく、回復だろうが何だろうが、とにかくお客さんと呼んで、あるいはにぎやかにして、町のまだ灯を消さないぞということでもありますので、そこにはやはり行政も、このような事業を通じてぜひ並走、伴走していただいて、尽力していただきたいと思います。

この朝日町に限らず、角盤町エリアから広く捉えれば、ナイトタイムエコノミーの事業でありますとか、駅前からずっと連なっているウォーカブル、角盤町エリアもウォーカブルでありますし、もしかしたら朝日町エリアもウォーカブルなものがあるかもしれません。こういった中で、この地域にどんどん人を呼び込む必要があると思っております。ですので、この事業もそうですけども、やっぱり米子の経済を見たときに、こうあるべきだというのを、ぜひ、経済部長辺りから力強く最後、最後じゃないですけど、まだ。ぜひ、経済を交えたコメント、答弁をいただくと私も心強いですが、いかがでございましょうか。

**○西野委員長** 若林経済部長。

**○若林経済部長兼農林水産振興局長** それでは答弁させていただきます。角盤町、朝日町に限らずということで、先ほどの駅前ショッピングセンターですけど、あれは平成の初めの頃に整備されました。米子市は、中心市街地の活性化ということで取り組んできたわけですけど、近年、鳥取市さんや松江市さんの状況を見ていただきましたら、駅前の商業施設というのは非常に苦しい状況だと思います。松江市さんの一畑がなくなって、その関係で高島屋のほうに、天満屋のほうにお客さんが来ておられるという状況があると思います。

現在、市長が取り組んでます公共交通を生かした歩いて楽しいまちづくりというのは、実は昭和の頃から取り組んできたまちづくりの延長線上の発展形だと私は認識しております。その上で、大規模な商業施設が駅前と、それから高島屋、まあここは公会堂のゾーンと、それから天満屋と。これが公共交通で行けるとこに商業施設を置くことによって、市内全体の方がそういうもののサービスを享受できるということを、我々はバトンをつないでいきたいというふうに考えております。その上で、今回の角盤町、朝日町の取組ですが、これまで私も中心市街地活性化協議会、中心市街地活性化推進室長、都市創造課長、それから経済部長として中心市街地に関わってきたんですけど、順次、アーケードの撤去、商業環境の整備をやってきました。その中で、プレーヤーがいらないと言われるところで、元町パティオに関しまして、皆さん、御案内のとおり、あそこは何回も工事しているなということが感じられたと思いますけど、皆さんの意見を取り入れながら、その力に応じた整備をして、現在、新しいプレーヤーが入って、屋根がつくような状況までなったということでございます。今回、最後の角盤町商店街のほうはアーケードが整備されて、角中商店

街のほうは照明灯がついて、以前はあそこはジーンズショップとか店舗があったゾーンでした。それが照明灯がついて、実は飲食店がつい最近は何つか出てきたということがございますんで、これをこのたびの朝日町の取組で、エル・モールのほうからその角中商店街を通じてとん楽さんのある交差点、ちょっと今、閉まっていますけど、あの辺りをつないでいくという取組を、バトンをつないでいくんだというつもりで組織ができたこと、朝日町商店会のほうが立ち上がったということですので、ぜひともそれを、先ほど委員さんおっしゃいました伴走支援で応援して、何とかそこまでつないでいきたい。それとあわせて、文化観光局のほうが取り組んでます歴史ゾーンの取組、湊山公園の米子城、それから、今回整備されました中海憩いのテラス、これらを生かしながら、全体として中心部でゆっくり時間が過ごせるような取組になればいいなと思っております。私も長いことその部分に関わってきて、実は何もできてないんじゃないかという、御批判が一番受ける職員じゃないかなと思いますけど、ある程度、土台で壊すところは壊して直し始めたというところがございますんで、これからはつくっていく段階だと思いますんで、皆さんの御指導をいただきながら、市民の皆さんと力を合わせてまちづくりできたらいいなと思っておりますのは、後任の方にそれは譲りながら一緒になって、私も残り少ないですが、取り組みたいと思います。よろしく申し上げます。ちょっと答弁ではなくて、失礼しました。

○西野委員長 稲田委員。

○稲田委員 引き続き、米子市の経済に限らず、米子市のために頑張っていたきたく、もし時間がまだあるようでしたら、後ほど、5時過ぎましたら朝日町で延長戦があれば私も聞かせてもらいますが、思いを聞かせていただきまして、そういうような思いが各部署にしっかり伝わって、朝日町に限らず米子の経済発展を望むという考えは私も大いに共感させていただきました。ありがとうございました。以上です。

○西野委員長 よろしいですか。

○稲田委員 はい。

○西野委員長 ほかにございませんか。

国頭委員。

○国頭委員 すみません、これは委託先は商店街ですか。

○西野委員長 坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 委託先は現在のところまだ決まっておきませんので、専門性とか、あと経済性、合理性といったようなところを考慮して選定をしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○西野委員長 国頭委員。

○国頭委員 駅前がにぎわって、やっぱりちょっと角盤町、朝日町っていうか、あの辺がちょっと元気がないように見えますんで、経済産業省も何か、誰かの力でこんな2日間の予算がついたのかもしれないですけど、非常に大きな額で、循環型を表している米子市でもありますんで、しっかりとこの2日間に向けて、活性化になるような事業をしていただきたいなと思っておりますのでお願いします。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、水産物供給基盤機能保全事業に伴う事故繰越について、当局からの報告をお願いいたします。

宅和農林課長。

**○宅和農林課長兼水産振興室長** 水産物供給基盤機能保全事業に伴う事故繰越について御報告させていただきます。

本年度実施しております皆生漁港西防波堤工事でございますが、やむを得ない事情によりまして、次に述べますとおり、令和8年度に事故繰越を行うことを御報告いたします。

対象の事業名は、水産物供給基盤機能保全事業でございます。事故繰越をする額は、令和6年度予算措置分が4,725万6,900円、令和7年度予算措置分が1,450万円でありまして、いずれも国庫補助事業でございます。

事業の進捗状況でございますが、工数ベースで出来高は54.3%でございます。

それで、事故繰越の理由でございますが、令和7年10月1日に議会議決をいただいて契約を締結しました工事請負変更契約に基づき、令和7年11月28日を期限としまして、海上作業により防波堤の下部ブロックの据付け、その後、陸上作業により上部のコンクリート打設を進めるという計画でございましたが、直撃ではございませんが、台風の影響による波のうねりがなかなか収まらないことや、当初、想定していなかった海象状況の悪化などによりまして、10月は海上作業ができましたのが1日だけ、11月は2日間しか海上作業ができなかったということから、下部ブロックの工事が完了しないまま、冬季の海上作業不能期間に工程がかかってしまったということで、年度内の完了が困難になったものでございます。

今後は波の収まる4月1日頃から工事を再開するとして、工事の完了予定は9月30日頃になるという予定にしております。

参考といたしまして、これまでの経過と工事現場の状況写真、西防波堤の平面図、横断面図をつけております。

今後はこのようなことがないように、工区の分割などできることを検討していきたいというふうに思っております。説明については以上でございます。

**○西野委員長** 説明が終わりました。委員の皆様への質疑、御意見をお願いいたします。

今城委員。

**○今城委員** 確認だけさせてください。翌年度の完了予定年月日ということで、令和8年9月30日っていうふうになっておりまして、これはこれで了解なんですけれども、それに伴ってというか、ここままで一応、国庫補助のほうが、これでいきますということで確認されているのかなと思ってるんですけど、この後、また今後、事故とか何かそういうことで延長になるというようなことがあったときに、この国庫補助金とかの返還みたいなことってというのは、あり得るんでしょうか。その辺のことが、よく、ここまでは工期がありませんよっていうので、ここまでに完成しなかったら出来高払いにしかなくて、返さないといけないっていうか、そういうような感じのことも起こったりしますよね。そういうのってのはどうなってるんでしょうか。

**○西野委員長** 宅和農林課長。

**○宅和農林課長兼水産振興室長** このたび9月30日までというのは、余裕を持って、財務局とも協議をしまして決定した工期でございますが、万一そういうことがあれば途中で

終わりという可能性はありますが、そのようなことはないということで計画をしております。以上です。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 分かりました。そこは了解をさせていただいたんですけれども、この自然相手のことなので、何とも言えないってということと、どこまで出来上がったかの終了になるかっていうことによって、あと少しなのについていう感じになったときに、じゃあ、米子市がそこを、足らないところを出して完成まで行くというような形っていうのも検討の余地はあるのか。それは、もちろん、工事としては別工事にしないと、国庫補助のある工事にはならないので、別工事という形で完成まで行かず、別工事を請けてもらうっていう感じにしないといけないと思うんですけど、そんなような考え方みたいなことはあるんですか。

○西野委員長 宅和農林課長。

○宅和農林課長兼水産振興室長 お金が足らなくて、工事があと少しで終わるところで止まってしまうっていう状況になると、そこはいけませんので、波がどんどん入ってきて港が使いなくなるという最悪の事態になってしまいますので、そこはどこからお金を持ってくるかということを検討いたしまして、できれば同時に工事完成を目指したいというふうに思っております。

○今城委員 分かりました。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市内の外国人宿泊者数の状況について、当局からの報告をお願いします。

田仲観光課長。

○田仲観光課長 そういたしますと、米子市内の外国人宿泊者数の状況について報告いたします。

まず、令和7年の外国人宿泊者数でございますが、12月末時点で3万6,062人ございました。昨年との比較で141.9%と伸びておりますが、令和7年3月のソウル便の増便であったり、5月の台北便の就航開始といった航空路線の状況が好影響を与えたものと考えております。

続いて、過去5年間の外国人宿泊者数の状況でございますが、コロナ禍から回復した令和5年以降、年々増えてきているという状況でございます。

米子空港発着の航空路線を利用される外国人の方が増えている状況で、その機会を捉えまして、本市でも誘客促進に向けた取組を実施しております。特に、定期国際航空路線が就航しております韓国、台湾の東アジアを中心に、インフルエンサーのSNSやウェブメディアを活用した情報発信の実施、また観光案内看板やパンフレットの多言語化、市内飲食店や観光事業者などのインバウンド整備支援など、外国人観光客の方々を受け入れる体制を整えているところでございます。

最後に参考としまして、米子空港発着の国際航空路線の利用状況を記載しております。特に、ソウル便の利用が好調でございました。説明は以上でございます。

○西野委員長 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

稲田委員。

**○稲田委員** 以前、この資料を出してほしいとお願いして、それを実行に移していただいております。大きい1の(2)のほうを見れば、もう順調に数字が伸びてきていて、これが未来永劫とまでは言いませんけど、続く限りどんどん続いてほしいなと思います。あと、ここの次に考えなきゃならないのは、米子市内の観光施設が脆弱ではないかという投げかけはもう本会議でしておりますので、それは伝わっていると思いますので、重ねては申し上げません。

あとは、恐らく外国人の方が泊まられてる施設のほとんどは駅前あるいは皆生温泉で、皆生温泉のほうから駅前とか、要は、ウオーカブルで力を入れているエリアに歩いてもらうっていうのは、皆生温泉に泊まられてる方はちょっと、ひとまずちょっと難しいかなと思います。駅前に泊まっていたら、それはどんどん歩いてもらうやっぱり仕組みづくりが欲しいな。松江市や境港市や倉吉市のほうに観光に行かれる方は、ただ単に交通の拠点で泊まりやすいだけの場所からは、私は脱却してほしいなと思います。

下町エリアとか、米子城跡も秋にまた新たな形で生まれていくということですが、やっぱり人の流れをつくってほしいんですわ。泊まり客の方が増えるのはもちろんですけど、その辺りはやっぱり令和8年度以降も引き続きやっていただきたいもので、その辺りについての見解というか、取組姿勢をお尋ねしておきます。

**○西野委員長** 田仲観光課長。

**○田仲観光課長** 米子駅周辺に宿泊された方に歩いていただくという視点、大切だと思っております。駅から今後、8年度完成いたします中海憩いのテラスだったり、あと米子城の三の丸広場、そういったところを周遊していただくためには、やはり例えばホテルに、米子市で作成しておりますまち歩きマップ、そういったものを配布しまして、情報提供するとともに、あと案内看板なんかも、駅周辺であったり、あるいは米子城跡周辺と城下町エリアにも設置しておりますので、そういった環境整備を進めながら、歩いてもらえるような仕掛けづくりを進めてまいりたいと思っております。以上です。

**○西野委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 最後ですが、要望ですけれども、その下町エリアに民泊を始めようとしてされる方とか、新たに料理店を出店しようという方が、今、動き出しております。そういう情報も入っているかと思っております。駅周辺から下町エリアであったり、それから角盤町、朝日町エリアであったりの方の流れをぜひつくっていくよということを、今度の目標の一つに据えていただいて、令和8年度以降、取り組んでいただきたいと思っております。以上です。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

田村委員。

**○田村委員** 私も3期12年、インバウンドだの国際交流だのいろいろやってまいりましたが、このような稲田委員の提案でこういう資料が出てきたというのは非常によかったなというふうに思いますし、非常にうれしいなというふうに思います。

伺いたいの、結局、米子鬼太郎空港発着の国際定期便云々っていうのを話し合ったんですけれども、これの入り込みのルートといたしまして、どういう形で来られたかというところの分析をされてますか。

**○西野委員長** 田仲観光課長。

○**田仲観光課長** そのこの辺りの、要は米子市内に入ってくるルートっていうのは、はっきり、ちょっと分析っていうのは、現在はちょっとできていないという状況でございます。やはり米子空港から入る方が多いのかなと、ここはもう推測になってしまうんですけども、今後、何らかの形でそういった把握っていうのを考えてまいりたいという具合に思っております。

○**西野委員長** 田村委員。

○**田村委員** 関西万博の前にも、同じことを私言ったと思うんですけど、要するに関西圏、関空に来たような人たちをどうやってこのエリアに呼び込むのかっていうことについて考えていただきなかったわけなんですけれども、例えば、鳥取市さんなんか大阪からやってくるバスに対して補助を出して外国人誘致をやったりとか、よその県でもされたりっていうことあるんですけども、今後、米子市、そういうことを取り組んでいこうかというようなお考えはありませんでしょうか。

○**西野委員長** 田仲観光課長。

○**田仲観光課長** いわゆるバスへの支援というところだと思いますけども、鳥取市さんがされているような高速バスの支援、そういった交通手段への支援っていうのは、誘客に向けて重要な大切な仕掛けかなと思っておりますので、広域でやっているようなケースもあると思いますので、広域団体などとも相談しながら考えてまいりたいという具合に思っております。

○**西野委員長** 田村委員。

○**田村委員** 先ほど指摘もありましたが、やはり受入態勢、脆弱だなというのは私も同じ見解でして、やはりそこを磨き上げて、来ても安心して飲み歩きができるとか、お店に入っても困らないというような安心感が、来ていただけるモチベーションにつながるかなと思いますので、そういった対応も引き続きやっていただいて、さらに観光客来るような施策をやっていただきたいと要望したいと思います。以上です。

○**西野委員長** ほかにございませんか。

国頭委員。

○**国頭委員** 2番の訪日外国人向けウェブメディア等を活用した情報発信ということは、何か専門の、市が独自でやっておられる情報発信ということなのかお聞きしたいと思えます。

○**西野委員長** 田仲観光課長。

○**田仲観光課長** 米子市のほうで業者委託をしまして、例えば台湾の方によく利用されているウェブサイトなどを活用しているところでございます。以上です。

○**西野委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** なかなか言語の問題もあるので、やっぱり外注でつくってもらわないと、そういうものは、こういうのはいけないと思いますので、併せて発信していただきたいなと思います。

それから、パンフレットの作成など、看板設置等の支援を行っていくことですが、これ補助金って出てましたっけ、市内業者に対しての。

○**西野委員長** 田仲観光課長。

○**田仲観光課長** 令和6年度から飲食店向けの支援を行っておりまして、令和7年度も城

下町の観光事業者の支援を行っております。8年度も継続していく予定でございます。以上です。

○西野委員長 国頭委員。

○国頭委員 エリアは限定で、市内全業者の飲食ではなくてということですか。

○西野委員長 田仲観光課長。

○田仲観光課長 飲食店につきましては、集積地エリアということで、駅周辺、朝日町、角盤町、皆生温泉エリア辺りをエリアとしております。

○西野委員長 国頭委員。

○国頭委員 これだけ増えているので、鳥取の人からいうと、なぜそんなに米子空港でこれだけ外国人が入ってくるのかっていう、不思議に思っておられるんですけど、かつてC I Q体制ができたからここ、米子空港、入ってくると思うんですけど、これを機にほかの町に、米子空港から入ってこられて、米子空港から出られるという機会が多いので、これを機にしっかりと米子で回遊をしていただくように、取り組んでいただきたいなと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

以上で経済部からの報告を終わります。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午後3時59分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 西野太一